

江南市納税通知書用封筒に掲載する有料広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、江南市納税通知書用封筒（以下「封筒」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関して、江南市有料広告掲載に関する要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において納税通知書とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 軽自動車税（種別割）納税通知書
 - (2) 市民税・県民税・森林環境税納税通知書
 - (3) 固定資産税・都市計画税納税通知書
- (広告掲載の申込み)

第3条 広告掲載希望者が広告掲載を申し込むときは、市が指定する日までに、江南市納税通知書用封筒有料広告掲載申込書（様式第1）、事業所（会社）概要及び広告案を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第4条 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に、江南市納税通知書用封筒有料広告掲載決定通知書（様式第2）又は江南市納税通知書用封筒有料広告非掲載決定通知書（様式第3）により通知するものとする。

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間は、原則1年間とする。

(広告掲載位置等)

第6条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、次のとおりとする。

掲載位置	規格	掲載料
江南市納税通知書用封筒裏面の指定された範囲内	縦 70 mm×横 100 mm以内 市長の指定する単色	最低 100,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(広告掲載の付記事項)

第7条 広告掲載に当たっては、当該広告が事業者の広告であることを明確にするため、原則として、事業者の広告欄であること及び連絡先を明示するとともに、必要に応じ、広告内容に関する責任の帰属に関することその他の必要事項を広告に注記するものとする。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、封筒に掲載する広告の取扱いに必要な事項は、協議の上、別に決定する。

附 則

この基準は、令和7年9月1日から施行する。

様式第 1 （第 3 条関係）

江南市納税通知書用封筒有料広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）江南市長

申込者 （住所又は所在地） 〒

（氏名又は名称）

（代表者氏名）

（電話番号）

（F A X）

江南市納税通知書用封筒に掲載する有料広告の取扱基準第 3 条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当り、次の事項を誓約するとともに、江南市の市税等の納付状況を市が確認することに同意します。

広告の掲載内容	
広 告 掲 載 料	金 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
誓 約 事 項	法令等に違反していません。 江南市から指名停止措置を受けていません。 市税等を滞納していません。

様式第 2（第 4 条関係）

江南市納税通知書用封筒有料広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

江南市長
(公印省略)

年 月 日付けで申込みのありました、江南市納税通知書用封筒有料広告の掲載については、次のとおり掲載することとしましたので、江南市納税通知書用封筒に掲載する有料広告の取扱基準第 4 条の規定により通知します。

広告の掲載内容	別 紙
広 告 掲 載 料	金 円
広 告 掲 載 料 の 納付期限・場所	年 月 日 下記に掲げる納付場所
そ の 他	

納付場所

様式第 3 （第 4 条関係）

江南市納税通知書用封筒有料広告非掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

江南市長
(公印省略)

年 月 日付けで申込みのありました、江南市納税通知書用封筒有料広告の掲載については、掲載できないことと決定しましたので、江南市納税通知書用封筒に掲載する有料広告の取扱基準第 4 条の規定により通知します。

非掲載決定理由	
---------	--